

昭和30年国勢調査の確定人口は 2,064,037人と決る。

昨年実施した昭和30年国勢調査の総人口の確定数が2月24日に総理府統計局から公表され本県の総人口は2,064,037人となり、昨年11月15日に県実施本部から公表された概数人口に比べ僅か13人増で、誠に本県としては優秀な成績を取めたわけである。なお市町村別の人口数は次のとおりであるが、全国の総人口は89,275,529人であり、昭和25年に比べ6,075,892人増であるから平均1年間に1,215,178.4人増えているわけである。

昭和30年国勢調査の市町村別確定人口

(昭和30年10月1日現在)

市町村名	人口	市町村名	人口	市町村名	人口
茨城県	2,064,037	桂村	9,715	小里村	4,836
市部	725,962	御前山村	5,061	大子町	43,124
郡部	1,338,075	大洗町	22,711	多賀郡	73,560
水戸市	110,436	西茨城郡	95,127	豊浦町	4,375
日立市	131,011	笠間町	26,053	十王村	10,553
土浦市	72,023	友部町	18,817	南中郷村	11,854
古河市	40,206	岩間町	14,318	磯原町	23,486
石岡市	35,688	七会村	4,286	関南村	3,307
下館市	52,850	稲田町	7,610	大津町	8,255
結城市	39,490	岩瀬町	24,043	平瀧町	3,534
竜ヶ崎市	34,337	那珂郡	114,082	関本村	8,214
那珂湊市	34,665	東海村	11,583	鹿島郡	122,719
下妻市	31,951	那珂町	31,357	旭村	12,388
水海道市	33,791	国田村	3,573	銚田町	29,720
常陸太田市	39,630	瓜連町	6,756	大野村	10,937
勝田市	38,868	大宮町	26,037	大野村	11,290
高萩市	31,016	山方町	14,011	鹿島町	16,407
東茨城郡	151,003	檜沢村	3,761	神栖村	16,499
常澄村	10,192	小瀬村	4,597	若松村	5,772
石崎村	6,130	長倉村	2,900	波崎町	19,706
赤塚村	10,014	八里村	4,239	行方郡	75,181
茨城町	25,483	嶺郷村	5,268	麻生町	21,159
小川町	16,460	久慈郡	79,160	牛堀村	7,106
竹原村	6,295	金砂郷村	15,579	汐来町	18,238
堅倉村	8,951	天下野村	3,054	北浦村	12,871
内原村	13,173	高倉村	2,010	玉造町	15,807
飯富村	4,198	水府村	7,193	稻敷郡	116,297
常北町	12,620	賀美村	3,364	江戸崎町	13,724

美浦村	9,894	筑波郡	96,445	結城郡	56,467
阿見町	22,852	谷田部町	22,048	八千代村	25,939
葦崎村	6,495	伊奈村	12,568	千代川村	9,250
牛久町	15,627	谷和原村	11,564	石下町	21,278
新利根村	10,048	豊里町	11,129	猿島郡	125,920
大須賀村	3,663	吉沼村	5,475	総和村	21,870
阿波村	3,555	作岡村	3,470	五霞村	9,734
桜川村	5,910	菅間村	2,296	三和村	20,170
河内村	8,826	筑波町	20,115	富里村	9,682
金江津村	5,151	大穂町	7,780	杓掛町	5,794
東村	10,552	眞壁郡	80,879	岩井町	35,154
新治郡	89,040	関本町	6,631	境町	23,516
出島村	19,783	河内村	4,368	北相馬郡	62,195
玉里村	5,596	黒子村	4,719	菅生村	4,301
八郷町	32,616	明野町	18,445	内守谷村	1,879
千代田村	12,198	大和村	8,577	守谷町	12,095
新治村	9,084	眞壁町	23,342	取手町	21,233
桜村	9,763	協和村	14,797	藤代町	12,941
				利根町	9,746

昭和30年工業統計調査

順調に進む

— 調査票の審査開始 —

昨年12月31日を期して、県下一斉に実施した昭和30年工業統計調査はその後順調に進み、各調査員から事業所ごとの調査票(甲)(従業者4人以上の事業所)、調査票(乙)(従業者3人以下の事業所)がそれぞれ市町村に提出され、その審査を開始した。この調査は毎年12月末に行われるもので、各種の工業を営む事業所における従業者数、製造出荷額、附加価値額などを産業別、規模別、経営組織別に調査し、わが国の産業経済、労働などの諸施策の基礎資料を作成するものであります。

本年は特に調査票の審査を厳正に行うよう各支庁及び市関係者、調査員各位と審査要領指導会を開催しています。この調査票は正、副2部作成され、うち1部を8月末までに通産大臣へ進達するとともに、各支庁及び県においてそれぞれ地方集計を行うことになっており、県としては8月中にはその結果を公表できる見込です。なお新しい調査事項としては(1)動力源の設備状況、(2)機械装置の設備状況(特に老朽化の状況)(3)業務用自動車の保有状況などをそれぞれ加えて、おもに中小企業対策の資料を作成することになっております。又集計の際は法人、個人の経営組織別にして将来本県の県民所得の基礎資料に利用したいと思っております。これがために県の商工調査係は勿論、各支庁及び各市町村関係者を総動員して、調査票の審査集計に万全を期しています。